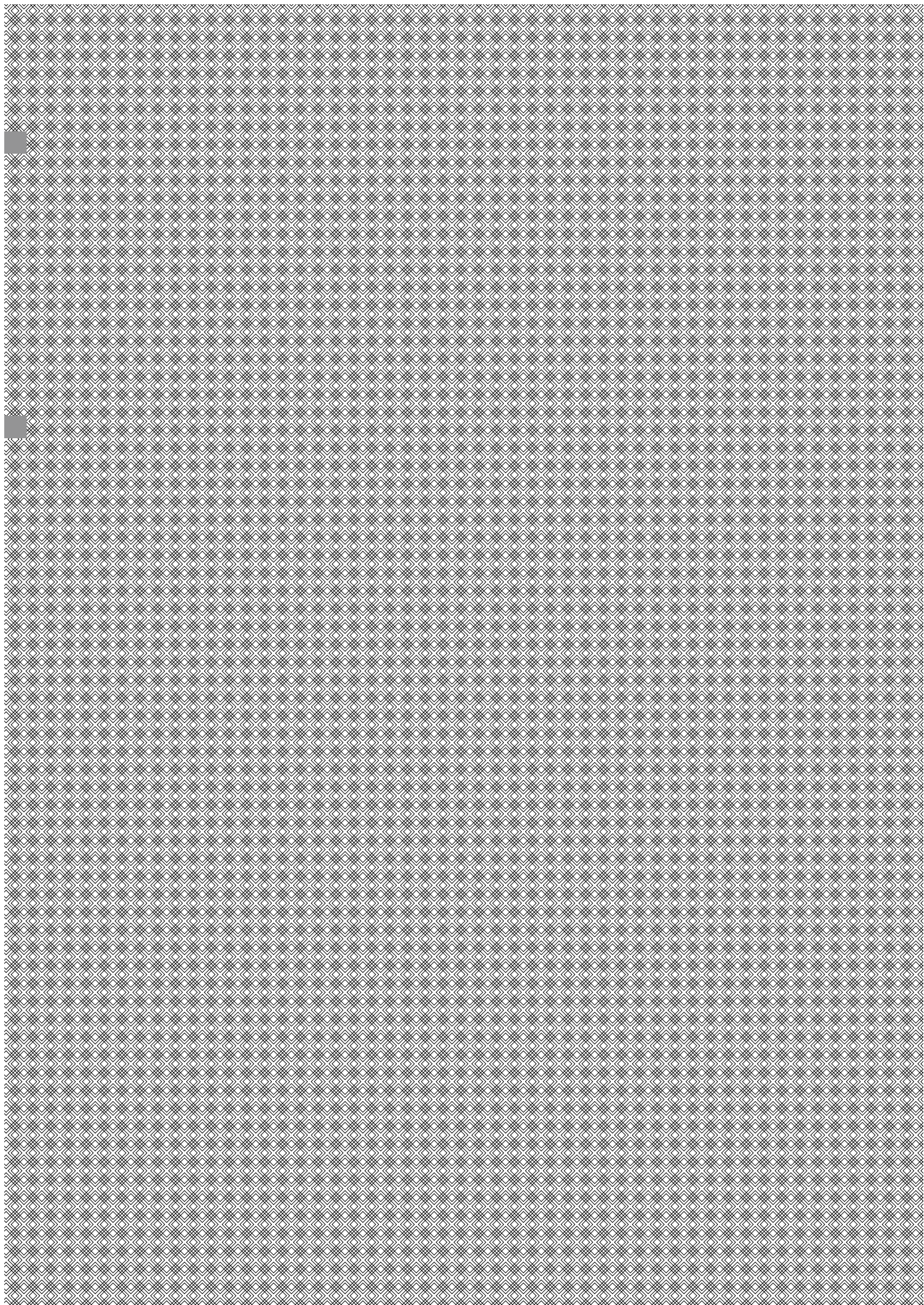


Z—72—D

法人税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のものにて記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和4年4月8日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「D1～D9」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点 —

問 1 内国法人が配当等を受け取った場合の課税上の取扱いに係る次の(1)及び(2)の間に答えなさい。なお、解答に当たって、連結完全支配関係又は通算完全支配関係があった場合の課税関係については触れる必要はない。

(1) 法人税法第 23 条の受取配当等の益金不算入制度について、次の①～③の間に答えなさい。

- ① 非支配目的株式等の意義とその配当等の額の益金不算入割合を答えなさい。
- ② この制度の適用除外要件について、「短期保有」に係るものと、「自己株式等の取得」に係るものに分けて、それぞれ答えなさい。
- ③ 関連法人株式等に係る配当等の額の益金不算入額の計算方法について、その計算に当たり考慮すべき事項を含めて答えなさい。

(2) 内国法人 P 社(年 1 回 3 月末決算法人)が次の【事実関係】に基づき、金銭の交付を受ける場合の当期(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)の課税上の取扱いに係る次の①及び②の間に答えなさい。なお、【事実関係】に記載された内容以外の事項は考慮せず、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利となる方法を選択しなさい。

- ① 当期において、みなし配当等に係る益金不算入額として算出される金額及びその計算過程並びに【事実関係】を踏まえてその金額が算出される法的な理由について答えなさい。
- ② 当期において、有価証券の譲渡損益の額として算出される金額及びその計算過程並びに【事実関係】を踏まえてその金額が算出される法的な理由について答えなさい。

【事実関係】

ア 外国法人 S 社(年 1 回 3 月末決算法人)は、外国法人 W 社(P 社との間に資本関係はない。)の全額出資により平成 31 年 4 月 1 日に設立された。その設立以来、S 社の発行済株式の全ては W 社に保有されていたが、令和 3 年 1 月 1 日に S 社の発行済株式総数 1,000 株のうち 800 株が P 社に 800,000,000 円で譲渡され、その後の異動はない。

イ P 社は、令和 3 年 10 月 1 日(支払義務確定日も同日)に S 社から資本の払戻しにより現金 160,000,000 円(支払総額 200,000,000 円の 80 %相当額)の交付を受けた。この資本の払戻しの直前における S 社の資本金等の額は 500,000,000 円であり、みなし配当等の額を計算する場合における簿価純資産減少割合(法人税法施行令第 23 条第 1 項第 4 号に規定する割合をいう。ウにおいて同じ。)は 0.2 である。

ウ P 社は、令和 4 年 10 月 1 日(支払義務確定日も同日)に S 社から資本の払戻しにより現金 160,000,000 円(支払総額 200,000,000 円の 80 %相当額)の交付を受けた。この資本の払戻しの直前における S 社の資本金等の額は 400,000,000 円であり、みなし配当等の額を計算する場合における簿価純資産減少割合は 0.25 である。

エ S 社が行う資本の払戻しによるみなし配当等の額について、S 社の課税所得金額の計算上損金の額に算入されていない。

オ P 社は、有価証券の 1 単位当たりの帳簿価額の算出について移動平均法を適用している。

カ S 社の各期末における貸借対照表の利益剰余金の額は次の表のとおりであり、また、上

記イ又はウの資本の払戻しの日の属する事業年度の期首から当該資本の払戻しの直前の時までの間に利益剰余金の額は増加していない。

事業年度	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日
利益剰余金の額	500,000,000円	500,000,000円	400,000,000円	300,000,000円

キ 確定申告書への所定の書類の添付は適正に行われている。また、法人税法施行令第119条の3第11項の特例計算の適用はない。

問2 飲食業を営む内国法人である甲株式会社(資本金の額は2,000,000,000円。年1回3月末決算法人。以下「甲社」という。)は、この数年は業績が悪化し、令和3年6月30日に解散することとなり、令和4年10月31日にその残余財産が確定した。この場合における次の(1)～(3)の間に答えなさい。なお、解答に当たって、連結完全支配関係又は通算完全支配関係があった場合の課税関係については触れる必要はない。

- (1) 甲社の最近の事業年度では欠損金が生じているため欠損金の繰戻しによる法人税額の還付制度の適用を受けることとした。この場合の還付請求書の提出期限を答えるとともに、次の【資料】に基づき算出される法人税額の還付税額及びその計算過程並びにその還付税額が算出される法的な理由を答えなさい。なお、各事業年度について連続して青色申告書が提出されており、災害により発生した損失は生じていない。

【資料】

事業年度	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和3年4月1日 ～令和3年6月30日
所得金額又は欠損金額	10,000,000円	△5,000,000円	△8,000,000円
法人税額	2,320,000円	—	—

- (2) 甲社の清算中の事業年度に係る次の①及び②の間に答えなさい。なお、甲社は定時総会の開催時期に係る定款の定めに基づく確定申告書の提出期限の1月間の延長の承認を受けており、災害その他やむを得ない理由による確定申告書の提出期限の延長については考慮する必要はない。また、与えられた条件以外で事業年度は途切れない。
- ① 甲社の清算中の事業年度(清算第1期、清算第2期)の期間を答えなさい。
- ② 上記①の期間において甲社が、中間申告書又は確定申告書を提出しなければならない場合にはそれぞれの提出期限を答え、これらの申告書を提出しなくてもよい場合にはその旨及びその理由を答えなさい。なお、甲社は清算による残余財産の分配を行っていない。
- (3) 甲社は、清算による残余財産の分配はなく、未処理欠損金額が残ることとなった。甲社は内国法人である乙株式会社(年1回3月末決算法人。以下「乙社」という。)の全額出資により平成31年4月1日に設立され、その後、全株式は乙社に保有されている。この場合の甲社の残余財産の確定の日の属する事業年度において、乙社における甲社の未処理欠損金額及び甲社株式の譲渡損益の額に関する課税上の取扱いについて、その法的な理由を付して答えなさい。

〔第二問〕 — 50 点—

当社(株式会社であり、常時使用する従業員数 120 名)は、製造業を営む期末資本金 70,000,000 円及び資本準備金 10,000,000 円の内国法人であり、設立以来毎期継続して青色申告書を提出している。当社は、毎年 3 月 31 日を決算日としていたが、当期において事業年度を変更することとし、令和 4 年 10 月 25 日開催の臨時株主総会の特別決議により、決算日を毎年 12 月 31 日に変更した。当社の当期(令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日)の法人税の課税関係につき、次の間に答えなさい。

問 次の【資料 1】～【資料 6】に基づき、当社の当期における「別表四 所得の金額の計算に関する明細書」に記載すべき区分及び金額(留保・社外流出の別を含む。)を【資料 1】～【資料 6】のそれぞれに関する事項の計算過程の欄に計算過程を示した上で記載し、「別表一 各事業年度の所得に係る申告書-内国法人の分」に記載すべき金額を計算過程の欄に計算過程を示した上で記載しなさい。また、税務上調整又は記載すべき事項がない場合には、その旨を該当する計算過程の欄に記載しなさい。

なお、確定申告書への所定の書類の添付は適正に行われるものとし、資料に記載された内容以外の事項については考慮せず、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利となる方法を選択しなさい。また、当社は租税特別措置法第 42 条の 4 第 19 項第 8 号に規定する適用除外事業者には該当しない。

【資料 1】

- (1) 当社は、当期の確定申告により納付することとなる法人税、地方法人税、法人住民税及び法人事業税の見積額として 19,800,000 円を未払法人税等として、当期の費用に計上している。
また、当期の確定した決算に基づく当期利益の額は 48,200,000 円であった。
- (2) 当社は、前期において費用に計上した未払法人税等 11,200,000 円については、当期において法人税額 6,850,000 円、地方法人税額 705,000 円、法人住民税額 790,000 円及び法人事業税額 2,830,000 円を納付したことから、未払法人税等の全額を当期に取り崩している。
- (3) 当社が、当期において損金経理により租税公課に計上した金額には、次のものが含まれている。
 - ① 当期の中間申告に係る法人税額 9,060,000 円
 - ② 当期の中間申告に係る地方法人税額 930,000 円
 - ③ 当期の中間申告に係る法人住民税額 1,010,000 円
 - ④ 当期の中間申告に係る法人事業税額 3,740,000 円
- (4) 当社は、前期に貯蔵品 a として処理すべき 1,200,000 円を損金経理により前期の費用として処理しており、前期の納付すべき法人税額等について過少に申告していたことが判明した。そこで、当社は、令和 4 年 10 月 5 日に前期の確定申告に係る修正申告書を提出し、当期において当該貯蔵品 a の計上漏れに係る会計処理として、次の処理を行っている。

貯蔵品 a	1,200,000 円	前期損益修正益	1,200,000 円
-------	-------------	---------	-------------

なお、当社が前期の確定申告に係る修正申告書を提出した日に納付し、当期において損金経理により租税公課に計上した金額は、次のとおりである。

- | | |
|--------------------|-----------|
| ① 前期の修正申告に係る法人税額 | 278,400 円 |
| ② 上記①の法人税額に係る延滞税 | 5,000 円 |
| ③ 前期の修正申告に係る地方法人税額 | 28,600 円 |
| ④ 前期の修正申告に係る法人住民税額 | 27,800 円 |
| ⑤ 前期の修正申告に係る法人事業税額 | 115,100 円 |
| ⑥ 上記⑤の法人事業税額に係る延滞金 | 3,000 円 |

【資料 2】

- (1) 当社の当期末における貸借対照表に計上されている外貨建取引に係る資産及び負債は、次のとおりである。また、必要な事項の帳簿書類への記載及び書類等の保存は、全て適正に行われている。

区分	帳簿価額	外貨建の金額	備考
普通預金 b	950,000 円	10,000,000 ウォン	(注 1)
定期預金 c	9,000,000 円	100,000,000 ウォン	(注 2)
前渡金 d	510,000 円	5,000 ドル	(注 3)
買掛金 e	2,120,000 円	20,000 ドル	(注 4)

(注 1) 国内の金融機関の大韓民国に所在する支店にて開設されたウォン建の普通預金である。

(注 2) (注 1)の支店にて開設されたウォン建の定期預金であり、令和 4 年 11 月 30 日に満期が到来したことから、改めて 1 年満期のウォン建定期預金として預け入れたものである。

(注 3) 原材料の売買代金に充てるために仕入先に対してドル建で支払ったものであり、支払日のレートで円換算した金額を期末時の帳簿価額としている。

(注 4) 令和 4 年 12 月 15 日にドル建で掛仕入れを行ったものであるが、令和 4 年 12 月 2 日に予約レート 1 ドル = 106 円で先物外国為替契約等を締結し、当該予約レートで円換算した金額を期末時の帳簿価額としている。なお、当該買掛金 e の決済日は、令和 5 年 3 月 31 日であり、また、為替予約差額の一括計上の方法の選定については、届出を行わない。

- (2) 当社の定期預金 c について、令和 4 年 11 月 30 日の満期到来時に当該定期預金 c に係る受取利息 2,700,000 ウォン(当該定期預金 c に係る受取利息 3,000,000 ウォンから外国税額 300,000 ウォンが源泉徴収された後の手取り額)を受け取り、普通預金 b に入金している。なお、源泉徴収された外国税額 300,000 ウォンは、法人税法施行令第 141 条に規定する外国法人税に該当するものである。

当社は、定期預金 c に係る受取利息を令和 4 年 11 月 30 日の為替レートで円換算しており、

その会計処理については次のとおりである。

普通預金 b	243,000 円	受取利息	270,000 円
租税公課	27,000 円		

(3) 当期中における為替レートは、次のとおりである。

区分	年月日	電信売買相場の仲値
1 ウォン	令和 4 年 4 月 1 日	0.092 円
	令和 4 年 11 月 30 日	0.090 円
	令和 4 年 12 月 30 日	0.100 円
1 ドル	令和 4 年 12 月 2 日	104 円
	令和 4 年 12 月 15 日	105 円
	令和 4 年 12 月 30 日	107 円

(注) 令和 4 年 12 月 31 日が、外国為替市場の休場日であることから、令和 4 年 12 月 30 日の為替レートを表示している。

(4) 当社は、定期預金 c に係る受取利息のほかに、当期の国外所得金額の計算の基礎となる国外源泉所得はなく、また、外国法人税の額のうち、その所得に対する負担が高率な部分の金額はない。

(5) 当社は、外貨建資産等の期末換算方法の選定について、何ら届出を行っていない。

【資料 3】

(1) 当社の当期末における株主及び役員等の状況は、次のとおりである。

氏名等	続柄	役職名	株式保有割合
F	—	代表取締役	28 %
G	F の母	専務取締役	20 %
H	F の友人	取締役営業担当	5 %
I	F の友人	取締役総務部長	5 %
J	H の妻	取締役経理部長	4 %
K	H の子	営業部長	3 %
その他(全て個人株主)	—	—	全て 1 % 以下

(2) 当社の当期における役員に対する定期給与及び定期給与以外の役員給与の決議内容並びに使用人分給与及び使用人分賞与の支給内容は、次のとおりである。

氏名	定期給与 (注1)		定期給与以外 の役員給与 (注2)	使用人分 給与	使用人分 賞与	備考
	令和4年 4～5月	令和4年 6～12月	令和4年 12月	令和4年 4～12月	令和4年 12月	
F	700,000円	700,000円	1,500,000円	—	—	(注3)
G	600,000円	640,000円	1,200,000円	—	—	(注4)
H	500,000円	550,000円	1,000,000円	—	—	
I	250,000円	280,000円	—	260,000円	520,000円	(注5)
J	200,000円	220,000円	—	210,000円	420,000円	

(注1) 各役員の前定期給与は月額であり、令和4年5月24日開催の定時株主総会の決議に基づき適正に改定されている。

(注2) F、G及びHの前定期給与以外の前役員給与は、令和4年5月24日開催の定時株主総会の決議に基づく支給時期及び支給金額であり、その内容について納税地の所轄税務署長へ適正に届出が行われている。

(注3) Fの前定期給与については、当社の業績が好調であったことから、令和4年9月分から令和4年12月分までの4か月間について月額750,000円に増額して支給し、当期の費用に計上している。この前定期給与の増額は、臨時改定事由及び業績悪化改定事由のいずれにも該当しない。また、Fの前定期給与以外の前役員給与については、届出のとおり前支給されている。

(注4) G及びHの前定期給与については、令和4年5月24日開催の定時株主総会の決議のとおり前支給され、また、前定期給与以外の前役員給与についても、届出のとおり前支給されている。

(注5) I及びJの前定期給与については、令和4年5月24日開催の定時株主総会の決議のとおり前支給されている。また、使用人分給与は月額で適正な金額であり、使用人分賞与についても、他の使用人に対する賞与の前支給時期と同時期前支給されている。

(3) 当期において、当社の海外の取引先との商談を目的とする海外渡航にGが同行するために、当社はGの前渡航のための旅費100,000円を旅行代理店に支払い、当期の費用に計上しているが、Gは海外渡航には同行したものの、当該取引先との商談には同行していない。なお、当社が行ったGの前渡航のための旅費の前支払は、法人税法第34条に規定する役員給与に該当するものである。

(4) Hが令和4年9月に契約した生命保険契約に係る保険料(月額20,000円)については、Hが個人的に負担すべき費用に該当するが、当社は、令和4年9月から12月までの4か月分の保険料80,000円を負担し、当期の費用に計上している。なお、当社が行った当該保険料の前負担は、法人税法第34条に規定する役員給与に該当するものである。

(5) 当社の当期における役員給与については、不相当に高額な部分の金額はなく、また、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることにより支給した金額もない。

【資料 4】

- (1) 当社の当期における減価償却資産の状況は次のとおりであり、当期償却額を損金経理により減価償却費として当期の費用に計上している。

種類	取得価額	当期償却額	期末帳簿価額	法定耐用年数	備考
事務所用建物 L	80,000,000 円	1,300,000 円	47,300,000 円	38 年	(注 1)
機械装置 m	12,000,000 円	5,100,000 円	6,900,000 円	7 年	(注 2)
器具備品 n	2,300,000 円	2,300,000 円	0 円	4 年	(注 3)
器具備品 O	820,000 円	820,000 円	0 円	4 年	(注 4)

(注 1) 平成 18 年 4 月 20 日に新築で取得し、直ちに事業の用に供したものであり、前期から繰り越された減価償却超過額が 296,000 円ある。

(注 2) 令和 4 年 10 月 28 日に新品を 1 台取得したものであり、令和 4 年 11 月 10 日から当社が営む製造業の用に供している。なお、事業の用に供するために、据付けに要した費用 300,000 円及び試運転に要した費用 200,000 円を当期の費用に計上している。当該機械装置 m は、租税特別措置法第 42 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する特定機械装置等に該当するものである。

(注 3) 令和 4 年 5 月 18 日に 1 台当たりの取得価額が 230,000 円の新品のデスクトップ型パソコンを 10 台購入したものであり、直ちに事業の用に供している。

(注 4) 令和 4 年 12 月 22 日に 1 台当たりの取得価額が 164,000 円の新品のノート型パソコンを 5 台購入したものであり、直ちに事業の用に供している。

- (2) 当社は、減価償却資産の償却方法の選定について、何ら届出を行っていない。

- (3) (1)に掲げる減価償却資産のうち、貸付けの用に供されたものはない。

- (4) 減価償却資産の償却率等は、次のとおりである。

- ① 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された減価償却資産の償却率

法定耐用年数	4 年	5 年	6 年	7 年	24 年	38 年
旧定額法の償却率	0.250	0.200	0.166	0.142	0.042	0.027
旧定率法の償却率	0.438	0.369	0.319	0.280	0.092	0.059

- ② 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得された減価償却資産の定額法の償却率及び平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得された減価償却資産の定率法の償却率等

法定耐用年数	4 年	5 年	6 年	7 年	24 年	38 年
定額法の償却率	0.250	0.200	0.167	0.143	0.042	0.027
定率法の償却率	0.625	0.500	0.417	0.357	0.104	0.066
改定償却率	1.000	1.000	0.500	0.500	0.112	0.067
保証率	0.05274	0.06249	0.05776	0.05496	0.02157	0.01393

③ 平成 24 年 4 月 1 日以後に取得された減価償却資産の定率法の償却率等

法定耐用年数	4 年	5 年	6 年	7 年	24 年	38 年
定率法の償却率	0.500	0.400	0.333	0.286	0.083	0.053
改定償却率	1.000	0.500	0.334	0.334	0.084	0.056
保証率	0.12499	0.10800	0.09911	0.08680	0.02969	0.01882

【資料 5】

- (1) 当社は、当期より余剰資金を利用して暗号資産の現物取引を行っているが、その内容は次のとおりである。なお、これらの取引については、短期売買目的で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的で取得の取引を行ったものではなく、また、当社は、取得日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類にも記載していない。

取引年月日	内容	単位	金額	交換レート	摘要
令和 4 年 6 月 2 日	取得	0.74BTC	4,528,800 円	@ 6,120,000 円	(注 1)
令和 4 年 8 月 20 日	決済	0.05BTC	318,500 円	@ 6,370,000 円	(注 2)
令和 4 年 9 月 14 日	取得	0.08BTC	500,800 円	@ 6,260,000 円	(注 3)
令和 4 年 10 月 5 日	交換	0.65BTC	—	@ 6,440,000 円	(注 4)
令和 4 年 10 月 5 日	取得	8.05ETH	—	@ 520,000 円	(注 4)

(注 1) 国内の暗号資産販売所において取得したものであり、当社は、この取引の会計処理として購入対価 4,528,800 円を暗号資産BTCの帳簿価額として計上している。

(注 2) 事務所用備品を購入するために、保有する暗号資産BTCにて決済したものであり、当社は、この取引の会計処理として事務所用備品の購入対価 318,500 円を当期の費用に計上し、同額を暗号資産BTCの帳簿価額から減額している。なお、購入した全ての事務所用備品は、当社が営む製造業の用に供されており、かつ、1 単位当たりの取得価額が 10 万円未満であることから、その全額が損金の額に算入されるものである。

(注 3) 国内の暗号資産取引所において取得したものであり、当社は、この取引の会計処理として購入対価 500,800 円を暗号資産BTCの帳簿価額として増額し、売買手数料 500 円を当期の費用に計上している。

(注 4) 国内の暗号資産交換業者から暗号資産ETHを取得するために、保有する暗号資産BTCを暗号資産ETHと交換したものである。この取引は交換のために一時的に必要な暗号資産を取得した場合に該当するものではなく、当社は、この取引の会計処理として、暗号資産BTCの帳簿価額 4,186,000 円を減額し、暗号資産ETHの帳簿価額 4,186,000 円に振り替えている。

- (2) 暗号資産BTC及び暗号資産ETHは、法人税法施行令第 118 条の 8 に規定する市場暗号資産に該当するものであり、期末時における公表最終価格等は、1BTC当たり 5,200,000 円であり、

また、1ETH当たり 530,000 円である。なお、当社は期末時においては、保有する暗号資産について、何ら会計処理を行っていない。

- (3) 当社は、暗号資産BTC及び暗号資産ETHの1単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定については、届出を行わない。

【資料6】

当社が当期において、損金経理により寄附金に計上した金額の内訳は次のとおりである。なお、証明書類の保存は適正に行われている。

支出年月日	寄附先	寄附金額	備考
令和4年5月8日	社会福祉法人P	300,000円	(注1)
令和4年6月10日	宗教法人Q神社	800,000円	(注2)
令和4年9月2日	外国法人R社	1,000,000円	(注3)
令和4年11月15日	株式会社S新聞社	200,000円	(注4)
令和4年12月18日	T県立U高等学校	100,000円	(注5)

(注1) 社会福祉法人Pの主たる目的である業務に関連する寄附金であり、また、出資に関する業務に充てられることが明らかなものではない。

(注2) 祭礼の寄贈金として支出したものである。

(注3) 当社が発行済株式等の52%を所有する外国法人であり、資金繰り支援として金銭を贈与したものである。

(注4) 海外で発生した震災に際して募集が行われた被災者のための義援金であり、最終的に日本赤十字社に対して拠出されることが募金趣意書において明らかにされている。

(注5) 体育施設の環境整備支援事業のために支出されたものであり、その支出額はT県に帰属することが明らかなものである。なお、当該支出は、法人税法第34条に規定する役員給与に該当するものではない。